

(別添様式 (別記様式第3号関係))

大豆・麦等生産体制確立推進事業 都道府県事業計画

高知県農業再生協議会

策定：平成25年6月21日

変更：平成26年1月29日

第1 大豆・麦等の生産に係る現状と課題

大豆：栽培面積は131ha (H24)で、近年横ばいで推移している。栽培期間を通じて降水量が多いため生産が安定しておらず、湿害対策等安定生産に向けた技術導入が必要である。
麦：販売目的としては二条大麦のみの栽培となっている。近年、出穂期以降の降水量が多く、湿害により生産が安定していない。

第2 大豆・麦と組み合わせて生産を行う土地利用型作物

作物名	—	大豆・麦との関連など 追加の必要性	—
-----	---	----------------------	---

第3 大豆・麦等の生産拡大に向けた取組方針

大豆：県内に一定のニーズがあることから、今後とも作付を進めるとともに、県内豆腐業者等実需者のニーズを踏まえ、単収や品質向上への取組を推進する。
麦：継続して安定した所得を確保するために、「赤かび病」の防除や湿害対策、排水対策に取り組む。

第4 大豆・麦等の生産拡大目標

作物	平成24年産 (現状)			平成25年産 (1年目)			平成26年産 (2年目)			平成27年産 (3年目・目標年度)		
	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量
二条大麦	2 ha	279 kg/10a	5.6 t	3 ha	290 kg/10a	8.7 t	3 ha	300 kg/10a	9.0 t	3 ha	300 kg/10a	9.0 t
大豆	131 ha	73 kg/10a	95.6 t	135 ha	80 kg/10a	108.0 t	140 ha	90 kg/10a	126.0 t	140 ha	90 kg/10a	126.0 t
合計	133 ha	—	—	138 ha	—	—	143 ha	—	—	143 ha	—	—

※平成24年産二条大麦のデータは、県調べによる。

第5 県の事業計画総括表

基金造成額	22,530,000 円
-------	--------------

単位：千円

協議会名	取組に係る助成額 (③)			都道府県協議会事務費 (④)	計 (③+④)
	大豆・麦	大豆・麦と組み合わせて生産を行う土地利用型作物	事務費		
都道府県協議会 (①)	22,380	0		150	22,530
地域協議会合計 (②)	0	0	0		0
合計 (①+②)	22,380	0	0	150	22,530

第6 取組の明細

別紙のとおり

取組の明細（総括表）

高知県農業再生協議会

第 1 取組の総括表

(単位：円)

整理番号	分類	取組名称	対象作物	面積又は員数	助成上限額	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	農業機械のリース導入に対する助成	大豆・麦	12ha	—	14,650,000	リース物件購入価格の1/2以内	7,325,000	
2	2	ほ場条件の改善に対する助成（排水対策の取組）	大豆・麦	12ha	— (弾丸暗渠の施工:4,800円/10a)	9,055,000	10/10以内	9,055,000	
3	2	ほ場条件の改善に対する助成（土壌改良資材助成）	大豆・麦	50ha	10,000円/10a	5,000,000	10/10	5,000,000	
4	2	ほ場条件の改善に対する助成（検査機器購入）	大豆・麦	10箇所	—	1,000,000	10/10	1,000,000	
5	4	県協議会の取組に係る事務費	—	—	—	150,000	10/10	150,000	
合計						29,855,000		22,530,000	

※ 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入。

「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組

「2」ほ場条件の改善に向けた取組

「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

第 2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

- 1 助成額の調整は、整理番号 1～4 で行う。
- 2 要望額合計が計画額を超過しない場合
 - ・取組間で助成額の調整を行う。
- 3 要望額合計が計画額を超過する場合
 - ・取組ごとの要望額割合で助成額を調整
 ※ただし、既に県協議会長が取組計画書兼助成申請書を承認した取組については上記調整を行わない。

取組の明細（個票）

協議会名	高知県農業再生協議会	整理番号	1	分類	1
取組名称	農業機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金	7,325,000円				
対象作物	大豆・麦				
対象者	リース事業者と共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	—	助成率	リース物件購入価格の1/2以内		
取組内容	大豆・麦の生産拡大（面積の拡大、単収及び品質向上）に必要な農業機械のリース導入のため、共同申請するリース事業者が当該リース対象物件を購入する経費について助成する。 ○助成対象機械 別表1のとおりとする。ただし、以下に掲げる機械を除くものとする。 ①農業以外に使用可能な汎用性の高いもの 例. 運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン など ②中古機械 ③施設整備及び改修（共同乾燥調製施設等農業用施設整備の改修など）に該当するもの。				
取組要件	○組織については代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。 ○対象者⑥、⑧においては、あらかじめ管理委託先として対象者①～⑤、⑦の要件を満たす者を位置付けていること。 ○大豆または麦の生産拡大（面積の拡大、単収及び品質の向上）を図る計画を有すること。 ○機械の選定にあたっては、その必要性と規模、機械能力や価格が妥当なものであること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領による。 ○リース事業者と共同申請を行うこと。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類検査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】：申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログ 2 請求時（現場検査・書類検査） 購入先選定の妥当性、価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】：導入機械等に係る納入書・請求書などの書類の確認とともに、機械本体の型番などがわかる写真撮影等により実施。 【確認書類】：リース導入に係る入札関係等の書類、契約書・請求書・（支払済であれば）領収書の写し、その他必要な書類により実施				
備考					

※ 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入。

- 「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組
- 「2」ほ場条件の改善に向けた取組
- 「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

◎ 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

要望額に応じて助成率を右の式に基づき調整する。	$\text{助成率} = \frac{\text{当該取組に係る助成金}}{\text{要望額}} \times \frac{1}{2}$
-------------------------	------------------------------------------------------------------------

取組の明細（個票）

協議会名	高知県農業再生協議会	整理番号	2	分類	2
取組名称	ほ場条件の改善に対する助成（排水対策の取組）				
当該取組に係る助成金	9,055,000円				
対象作物	大豆・麦				
対象者	①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	— 注1 (弾丸暗渠の施工:4,800円/10a)	助成率	10/10以内		
取組内容	大豆または麦の生産拡大（面積の拡大、単収及び品質向上）のため、透水性・排水性の不良なほ場における湿害・生育不良の軽減を目的とした以下の取組に要する経費について助成する。 ○心土破碎の施工 ○弾丸暗渠の施工 ○その他、ほ場の透水性・排水性の向上に相当と認められる取組 ※注1：弾丸暗渠の施工以外は、基本的に上限額を設けませんが、地域の標準的な農作業賃金・請負料金と照らし合わせ、適正な単価を設定すること				
取組要件	○組織については代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。 ○大豆または麦の生産拡大（面積の拡大、単収及び品質の向上）を図る計画であること。 ○経費の必要性、発注先選定の妥当性、価格等の妥当性が適当なこと。 ○取組内容における効果について検証し、報告すること。（任意様式）				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類検査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】：申請者の規約、営農計画書の写し、取組箇所・面積がわかる書類（図面等） 2 請求時（書類検査） 発注先選定の妥当性、価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【確認書類】：入札・契約に関する書類の写し（必要経費、発注先選定理由、価格等の妥当性がわかる書類）、効果検証の報告書、作業日誌、作業写真、（支払済であれば）支払関係書類 ※必要に応じて現場確認を行う。				
備考					

※「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入。

「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組

「2」ほ場条件の改善に向けた取組

「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

◎ 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

要望額に応じて助成率を右の式に基づき調整する。	助成率 = $\frac{\text{当該取組に係る助成金}}{\text{要望額}} \times \frac{10}{10}$
-------------------------	-------------------------------------------------------------------

取組の明細（個票）

協議会名	高知県農業再生協議会	整理番号	3	分類	2
取組名称	ほ場条件の改善に対する助成（土壌改良資材助成）				
当該取組に係る助成金	5,000,000円				
対象作物	大豆・麦				
対象者	①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	10,000円/10a	助成率	10/10以内		
取組内容	大豆・麦の生産拡大（単収及び品質の向上）のため、pHが低い（pH6未満）ほ場に対して、栽培暦等の規定量以上に土壌改良資材を施用した場合に、掛かり増しの資材購入経費を助成する。 ○対象ほ場 25年産作付けほ場（26年産作付け予定ほ場）で、作付け開始前の分析結果で、pH6未満のほ場 ○対象数量 栽培暦の規定量を超えて施用を行った資材の数量（上限：100kg/10a） ○助成対象資材 消石灰、炭カル、苦土石灰、石灰窒素、その他必要と認められるもの ○対象者 上記対象者のうち、実際に施用作業を行う者				
取組要件	○組織については代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。 ○大豆または麦の生産拡大（面積の拡大、単収及び品質の向上）を図る計画であること。 ○1団地または5haごとに、直近3年以内にpHを測定した（もしくは、25年度中に測定する）結果があり、pH6未満であることが明確なこと。 ○25年度中に、要件をみたすほ場で施用すること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類検査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】：pH測定結果がわかる書類（1団地または5haごとにpH、面積を記録した一覧表等）、必要資材量がわかる書類、対象資材の選定理由、取組箇所・面積がわかる書類など 2 請求時（書類検査） 購入先選定の妥当性、価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【確認書類】：施用したことを証明する作業日誌、（可能であれば）作業風景がわかる写真、発注先の選定理由、発注書・請求書・（支払済であれば）領収書の写しなど				
備考					

※ 「分類」欄には、以下の分類のいずれかが該当する番号を記入。

- 「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組
- 「2」ほ場条件の改善に向けた取組
- 「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

◎ 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

要望額に応じて助成率を右の式に基づき調整する。	助成率 = $\frac{\text{当該取組に係る助成金}}{\text{要望額}} \times \frac{10}{10}$
-------------------------	-------------------------------------------------------------------

取組の明細（個票）

協議会名	高知県農業再生協議会	整理番号	4	分類	2
取組名称	ほ場条件の改善に対する助成（検査機器購入）				
当該取組に係る助成金	1,000,000円				
対象作物	大豆・麦				
対象者	①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	—	助成率	10/10以内 (10万円以上の場合1/2以内)		
取組内容	大豆・麦の生産拡大（単収及び品質の向上）のため、排水対策（心土破碎、弾丸暗渠等）、土壌改良を施工したほ場に対して効果を分析するため、以下の検査機器の購入経費を助成する。 ○土壌水分測定器の購入 ○土壌分析器（pH等）の購入 ○その他効果を分析するために必要な検査機器				
取組要件	○本事業により排水対策を施工したほ場に対して検査を行った結果、取組内容における効果について検証し、報告すること。（任意様式） ○検査機器のよく見える箇所に「平成24年度補正予算 大豆・麦等生産体制緊急整備事業」と記載すること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類検査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】：申請者の規約、機器の能力・台数などの決定根拠、見積書等の写し、カタログなど 2 請求時（書類検査） 購入先選定の妥当性、価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【確認書類】：仕様書（発注先の選定理由含む）、見積書、発注書・請求書・（支払済であれば）領収書の写しなど				
備考					

※ 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入。

- 「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組
- 「2」ほ場条件の改善に向けた取組
- 「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

◎ 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

要望額に応じて助成率を右の式に基づき調整する。	助成率 =	$\frac{\text{当該取組に係る助成金}}{\text{要望額}} \times \frac{10}{10} \left(\frac{1}{2} \right)$
-------------------------	-------	----------------------------------------------------------------------------------------

【別表1】 農業機械のリース導入対象機械

対象作物	対象機械	留意事項
大豆 ・ 麦	農用トラクター	
	均平式作業機	
	溝掘機	
	疎水材心土充填機	
	心土破碎機	
	弾丸暗渠機	
	マニアスプレッダー	
	播種機	
	鎮圧機	
	無人ヘリコプター	
	肥料散布機	
	栽培管理ビークル	
	ディスク式畑用中耕除草機	
	摘心機	
	コンバイン	普通型、自脱型含む
	乾燥機	施設整備及び改修に該当するものは対象外
	選別機	施設整備及び改修に該当するものは対象外
	種子消毒機	
その他大豆・麦関連機械		

※リース期間は、4年以上で法定耐用年数に定める耐用年数以内とする。